

令和8年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)
地域名 (地域内農業集落名)	下中地区 (夏田集落、郡原集落、里集落、山神集落、真所集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月24日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下中地区は、町の南部に位置しており、水田地帯は圃場整備が充実しているが、山間部においては未整備圃場も多い。早期主食用水稲及びWCS用稲を中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の気象条件や水田の立地条件等厳しい環境にあるが、早期主食用水稲及びWCS用稲については、生産者や集荷事業者・団体が中心となって、需要に応じた生産が行えるように取り組んでいく。また、さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大も進める。
担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	202 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	166 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。

令和8年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)
地域名 (地域内農業集落名)	西之地区 (田代集落、本村集落、平野集落、崎原集落、下西目集落、前之原集落、小田集落、木原集落、野尻集落、砂坂集落、管造牧集落、上瀬田集落、野大野集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月24日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西之地区は、町の南部の水系に属する地域は、水田としている利用している。山間部の畑地においては、さとうきびやでん粉原料用さつまいも、青果用さつまいもを中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の気象条件や水田の立地条件等厳しい環境にあるが、早期主食用水稲及びWCS用稲については、生産者や集荷事業者・団体が中心となって、需要に応じた生産が行えるように取り組んでいく。また、さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大も進める。担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	752 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	588 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。

令和8年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)
地域名 (地域内農業集落名)	西海地区 (下立石集落、上立石集落、大川集落、牛野集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月24日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

西海地区は、町の西部に位置し、未整備地区が点在する地域である。さとうきびやでん粉原料用さつまいも、青果用さつまいもを中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大も進める。担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	117 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。

令和8年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南種子町長 小園 裕康

市町村名 (市町村コード)	南種子町 (465020)
地域名 (地域内農業集落名)	島間地区 (田尾集落、仲之町集落、向方集落、大久保集落、小平山集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月24日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

島間地区は、町の北西部に位置し、畑地が多い地域である。さとうきびやでん粉原料用さつまいも、青果用さつまいもを中心とした生産が行われているが、担い手(認定農業者、認定新規就農者)の高齢化が進んでおり、兼業農家をはじめとした多様な農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

さとうきびやでん粉原料用さつまいもの生産安定を基本とし、青果用さつまいもや露地野菜の産地拡大も進める。担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する経営体を受け入れるとともに、新たな農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用調整する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	494 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	429 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の基盤整備が行われている農地及びそれに隣接する農地を農業上の利用が行なわれる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地、山間部に散在する農地及び再生利用が困難な農地は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進委員が連携し、農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則、農地バンクへ農地の貸付けを行い、農業法人や規模拡大希望農家への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地所有者及び耕作者への意向調査を随時実施し、県営事業等を活用した基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から新規就農者の受け入れを推進し、担い手として育成していくため、県やJAと連携し、相談から定着まで継続した支援体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる受託作業は、一般社団法人南種子結農社を中心に関係者と連携を図りながら委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①共同で侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲に取り組む。
- ②町有機農業推進協議会と連携して、有機・減農薬・減肥料に取り組む。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮の上、農業用施設の設置及び集約化を進める。